

別紙2 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法

1 モニタリングの基本的な考え方

(1) モニタリングの目的

町は、事業期間中、事業者が設計建設工事請負契約書及び運営・維持管理に関する基本協定書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準を満たしていることを確認するため、モニタリングを実施する。

町と事業者は、上記目的を達成するために、相互に協力して利用者にサービスを提供していることを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。

モニタリングは、サービス対価の減額を目的とするのではなく、町と事業者との対話を通じて、施設の状態を良好に保ち、利用者が安全・快適に利用できる水準を保つことを目的に実施するものである。

なお、町が実施するモニタリングに係る費用は、町が負担し、事業者が自ら実施するモニタリング及び書類作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

2 設計・建設に関するモニタリング

(1) モニタリングの方法

① 書類による確認

町は、事業者から提出された設計業務計画書、基本設計図書、実施設計図書、施工計画書、工事監理業務計画書、その他必要な書類等によりモニタリングを実施する。

事業者は、町が実施するモニタリングと連携して、自らの提案書を含め、入札説明書、要求水準書等を満たしているか、町が客観的に確認するための支援を行うこと。

② 現地における確認

町は、本施設の建設に行い実施する検査及び試験の他、建設工事の中間検査、完了検査、その他必要な確認について、現地でのモニタリングを実施する。

事業者は、町が現地における確認を行う場合には、立ち会うこと。なお、その際、町は必要に応じて施工部分を最小限度破壊し、品質及び性能の確認を行うことができる。その確認または復旧にかかる費用は、事業者の負担とする。

(2) 要求水準を満たしていない場合の措置

① 改善要求

ア 業務改善計画書の確認

町は、設計業務及び建設業務が要求水準を満たしていないと確認した場合には、事業者に直ちに適切な是正措置を行うよう改善要求し、事業者に業務改善計画書の提出を求める。事業者は定められた期限内に改善策、改善期限等を記載した業務改善計画書を町へ提出し、承諾を得る。

なお、町は、事業者が提出した業務改善計画書が、要求水準を満たしていない状態を改善・復旧できる内容とは認められない場合は、業務改善計画書の変更、再提出を求めることができる。

イ 改善措置の確認

事業者は、町の承諾を得た業務改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、町に報告する。

町は、改善期限到来後も、改善・復旧が確認できない場合は、再度の改善要求を行うことができる。

② 契約の解除

町は、上記①の再度の改善要求を行い、これによっても改善が見込まれない場合は、契約を解除することができる。

3 運営・維持管理に関するモニタリング

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

事業者は、運営・維持管理に関する基本協定締結後、対象施設の供用開始日の60日前までに、以下の項目の詳細について町と協議し、「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、町の承諾を得ること。

- ① モニタリング時期
- ② モニタリング項目及び内容
- ③ モニタリング方法
- ④ モニタリング様式

(2) モニタリングの方法

町が事業者に対して行うモニタリング方法については以下のとおりである。なお、詳細は、事業者が提供するサービスの方法に依存するため、事業者が策定する「セルフモニタリング実施計画書」を踏まえて確定する。

① モニタリングに係る提出書類

ア 業務水準書の提出

事業者は、要求水準書及び提案書類に基づいて、町と協議の上、運營業務及び維持管理業務に関する業務水準書を作成し、本施設の供用開始日の60日前までに町に提出すること。町はその内容について確認し、承諾を行う。

イ 業務計画書の提出

事業者は、仕様書を踏まえ、事業年度毎に、運營業務及び維持管理業務を実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、当該事業年度の業務開始前60日前までに町に提出すること。町はその内容について確認し、承諾を行う。

ウ 長期修繕計画書の提出

(ア) 事業者は、「長期修繕計画書」を作成し、本施設の供用開始日の60日前までに町に提出すること。町はその内容について確認し、承諾を行う。

(イ) 事業者は、施設の劣化状況等を踏まえ、対象施設の供用開始日の5年ごとに「長期修繕計画書」の見直しを行い、町に提出すること。町はその内容について確認し、承諾を行う。

エ 日報の保管

事業者は、日報（毎日）を作成、保管すること。町は必要に応じて日報（毎日）を確認し、各業務の遂行状況を確認・評価する。

オ 月報、四半期報告書及び年次報告書の提出

事業者は、町が定期モニタリングを行うための月報（毎月）を当該月の翌月の10日までに、四半期報告書を当該四半期の翌月末までに、年次報告書を当該年度の翌年度の4月末日までに町へ提出すること。町は各業務の遂行状況を確認・評価する。

カ 財務書類の提出

事業者は、維持管理・運営に関する基本協定の終了に至るまで、毎会計年度の最終日から90日以内に、会社法（平成17年法律86号）に従った計算書類等（会社法第435条第2項に規定される計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を町に提出すること。町はその内容について確認する。

② モニタリングの実施内容

ア 定期モニタリングの実施

(ア) 町は、事業者が提出する月報、四半期報告書及び年次報告書に基づき、定期モニタリングを行う。

(イ) 町は、定期モニタリングとして、事業者が作成し提出した月報、四半期報告書及び年次報告

書の内容を確認するとともに、施設を巡回し、予め協議のうえ定めたモニタリング項目に従い、各業務の遂行状況を確認・評価する。

イ 随時モニタリングの実施

(ア) 町は、必要に応じて随時、施設巡回、業務監視及び事業者に対する説明要求等を行い、各業務の遂行状況を直接確認・評価し、その結果を事業者に通知する。

(イ) 町は、事業者の説明要求及び立会いの実施を理由として、本施設の運営業務及び維持管理業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

項目	事業者	町
定期モニタリング	①モニタリング実施計画に従って、業務の遂行状況を整理 ②日報を作成・保管 ③月報、四半期報告書及び年次報告書を作成・提出	月報、四半期報告書及び年次報告書の確認、業務水準の評価
随時モニタリング	—	必要に応じて随時、不定期に、直接確認

4 要求水準を満たしていない場合の措置

町は、モニタリングの結果、運営業務又は維持管理業務が要求水準等を満たしていないと判断した場合は、以下の措置を行う。

① 是正勧告（レベルの認定）

町は、事業者の業務の内容が要求水準等を満たしていないと判断される事象が発生した場合、速やかに当該業務の是正を行うよう是正勧告を事業者に対して書面により行うものとする。また同時に、是正レベルの認定を行い、事業者へ通知する。事業者は、町から是正勧告を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について町と協議を行うとともに、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を町に提出し、町の承諾を得るものとする。

なお、是正レベルの基準は次のとおりである。

項目	内容	ペナルティ ポイント	事業の例
特に重大な要求水準未達	特に重大な事象	15ポイント	【施設を利用する上で特に重大な支障となる事象】 ・本施設の全部が1日中使用できない
重大な要求水準未達	重大な事象	10ポイント	【施設を利用する上で重大な支障となる事象】 ・業務の放棄、怠慢 ・要求水準を満たさない状態（故意・不衛生状態等）の放置 ・災害時等における防災設備等の未稼働 ・善管注意義務を怠ったことによる重大な人身事故の発生 ・町への連絡を故意に行わない（長期にわたる連絡不通等） ・業務計画書への虚偽記載又は事前の承認を得ない変更 ・業務報告書への虚偽記載 ・町からの指導・指示に合理的理由無く従わない
軽微な要求水準未達	重大な事象以外の事象	3ポイント （是正が認められない場合）	【施設を利用する上で軽微な支障となる事象】 ・施設、設備の一部が使用できない ・町の職員等への対応不備 ・業務報告書の不備 ・関係者への連絡不備 ・上記以外の要求水準の未達又は運営・維持管理に関する基本協定の違反

② 是正の確認（モニタリング）

町は、事業者からの是正完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、是正計画書に沿った是正が行われたかどうかを確認する。

③ サービス対価の支払留保

上記②におけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと町が判断した場合、町はサービス対価の支払を、是正が確認されるまで留保することができる。

④ 運營業務担当企業又は維持管理業務担当企業の変更

上記②におけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと町が判断した場合、当該運營業務又は維持管理業務を担当している運營業務担当企業又は維持管理業務担当企業の変更を事業者に要求することができる。

⑤ 運営・維持管理に関する基本協定の解除

町は、次のいずれかに該当する場合は、運営・維持管理に関する基本協定を解除することができる。

ア 上記③の措置を取った後、なお是正効果が認められないと町が判断した場合

イ 事業者が、上記④の措置を求められているにもかかわらず、当該運營業務又は維持管理業務を担当している運營業務担当企業又は維持管理業務担当企業の代替企業を30日以内に選定し、その詳細を町に提出しない場合

⑥ やむを得ない事由による場合の措置

次に該当する場合にはペナルティポイントは発生しないものとする。

ア やむを得ない事由により当該状況が発生した場合で、事前に事業者により町に連絡があり、町がこれを認めた場合

イ 明らかに事業者の責めに帰さない事由によって発生した場合で、町が事業者の責めに帰さない事由と認めた場合

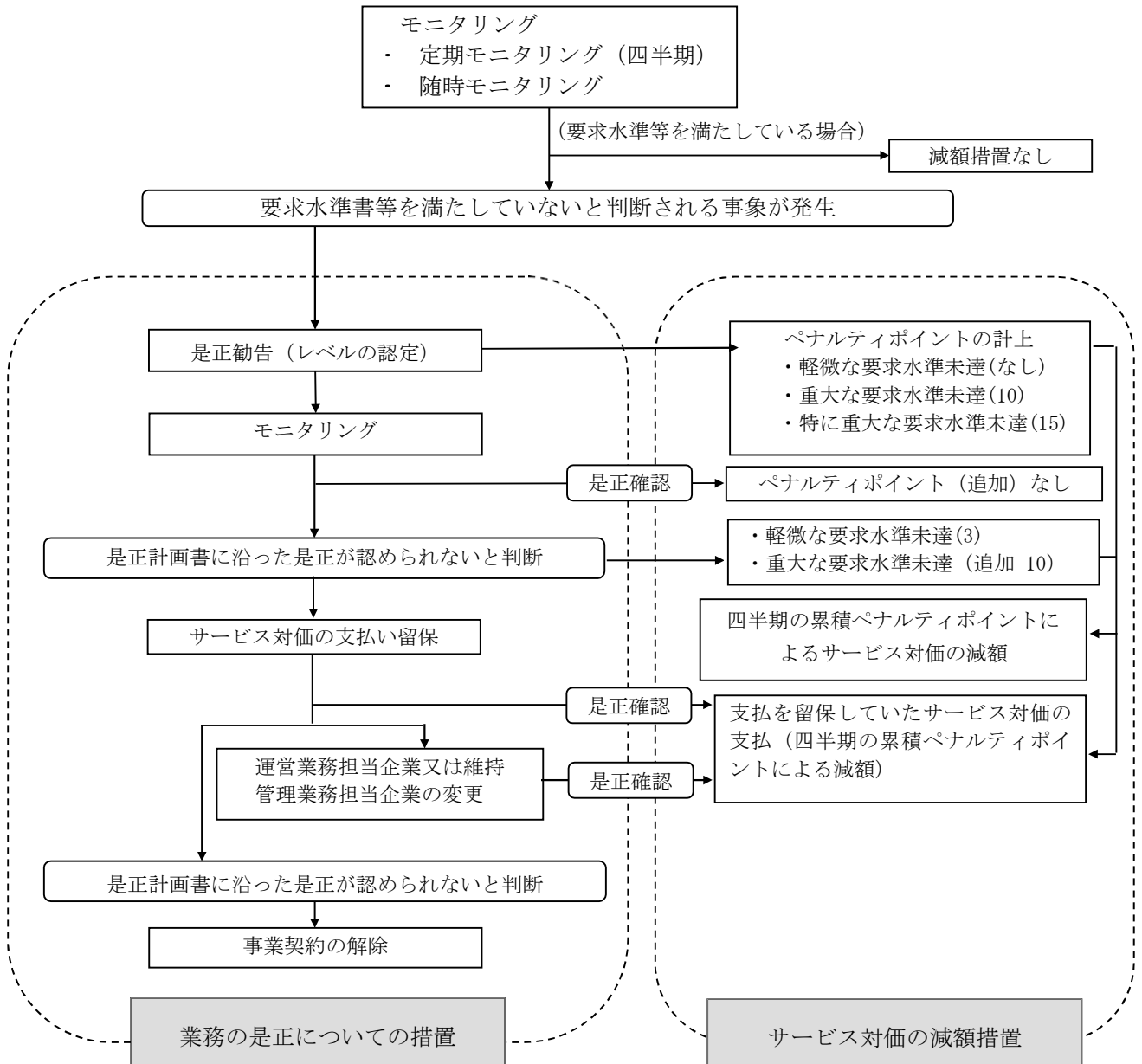
5 サービス対価の減額

当該四半期ペナルティポイントの累計を行い、当該サービス対価から当該サービス対価に累計ペナルティポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払う。ただし、四半期ごとの累計されたペナルティポイントが10ポイント以下の場合はサービス対価の減額を行わない。加算ポイントのレベルは上記是正レベルの基準のとおりとするが、具体的判断は町が適宜行う。また、四半期ごとに累計されたペナルティポイントは、翌期に繰り越されることはない。ペナルティポイントによる減額割合は次のとおりとする。

ペナルティポイントによる減額割合

累計ペナルティポイント (X)	当該四半期のサービス対価減額割合
1～10ポイント	0%
11～100ポイント	0.5X (%)
101ポイント～	100%

モニタリングの流れ



6 事業終了時のモニタリング

(1) モニタリングの方法

町は、要求水準書に定めるとおり、事業期間終了に向けたモニタリングを行う。

(2) 要求水準を満たしていない場合の措置

事業者は、町の検査により不適合と認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。

事業者が係る修繕を行わなかった場合又は事業者の行った修繕では要求水準書等に定められた要求水準を満たさなかった場合、町は、サービス対価の支払を留保することができる。